

① 退職後に加入する健康保険を選択してください

- ◆ 「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢からご選択ください。
- ◆ 「任意継続」の保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額(上限あり)となります。
→ 高知県内に在住の方は、別添「保険料額」を参考にしてください。(他県は若干異なります。)
- ◆ 「協会けんぽの任意継続」を選択される場合は、下記「②」へお進みください。その他の健康保険を選択される場合は、それぞれのお手続き先で詳細をご確認ください。
→ 「国民健康保険」・・・市役所、役場
→ 「ご家族の健康保険(被扶養者)」・・・ご家族の勤務先の事務担当者



② 任意継続の加入要件を確認してください

- ◆ 在職中は「協会けんぽ」の保険証をお持ちでしたか？・・・青いカード式の保険証です。
- ◆ 退職日までに継続して2か月以上の被保険者期間がありますか？
- ◆ 「資格取得申出書」は20日以内に提出(協会けんぽに到着)できますか？



③ 「資格取得申出書」の作成 (→別添「申出書」「記入の手引き」参照)

- ◆ 「資格取得申出書」の作成にあたっては、事前に別添の「記入の手引き」をお読みください。
- ◆ 被扶養者となられる方がいる場合は、「申出書」裏面の記入も忘れずをお願いします。
- ◆ 詳しくは同封の「記入の手引き」をご確認ください。



④ 「資格取得申出書」(+添付書類)を協会けんぽへ提出(20日以内必着)

- ◆ お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「資格取得申出書」を退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日以内)にご提出ください。郵送で申請される場合は、20日以内に必着するようお送りください。(コロナ感染リスク低減のため、郵送での提出をお願いします。)

【郵送先】 ※封筒に下記宛名をご記入ください。(所在地等記入不要)

〒780-8501 協会けんぽ高知支部

保険証到着と保険料納付までの流れ

任意継続のお手続きが完了後、保険証の到着と保険料納付までの流れは、次のとおりです。

① ご自宅に保険証と1回目の納付書が到着(手続きから10日～3週間程度後)

- ◆ 保険証、納付書の到着時期は、下記によって異なります。
 - ・ 「資格取得申出書」提出時に被保険者(退職された方)の退職日の確認ができる書類(退職証明書等の添付があった場合 → **10日程度**(繁忙時期はそれ以上かかる場合あり。))
 - ・ 上記以外 → **平均3週間程度**(以前の勤務先の退職手続き完了後。繁忙時期はそれ以上かかる場合あり。)
- ◆ 1回目の納付書は、お手続きや保険証の作成時期によっては、**1度に2か月分以上まとめて**到着する場合があります。



② 納付書に記載された納付期限までに各月分保険料を納付(必須)

- ◆ 1回目の納付書に記載された納付期限(10日とは限りません)をよくご確認のうえ、期限までに必ず納付してください。
- ◆ 保険料の納付方法で、「口座振替」「前納」を選択された場合は、別途案内を送付致します。



口座振替を選択

③ 案内に沿って、「口座振替依頼書」の手続きを行なってください

- ◆ 「依頼書」は1回目の納付書に同封されています。



④ 月初めに2回目の納付書が到着 → 原則10日までに納付(必須)

※口座振替が開始されるまでは、上記④が毎月繰り返されます

《準備完了(2～3か月)後、案内通知》



⑤ 口座振替開始



納付書による
毎月納付を選択



納付書による
前納を選択

③ 上記②に加えて、前納分の保険料も納付

《次回前納納付時期》



④ 前納納付書が到着 → 納付期限までに納付

※以後、上記④が納付時期毎繰り返されます

任意継続保険の注意点

被保険者期間	<ul style="list-style-type: none">■ 最長で2年間です。ただし、次のいずれかの事由に該当するときは途中で資格を喪失します。<ul style="list-style-type: none">・被保険者が就職して他の健康保険等の被保険者資格を取得した日・保険料を納付期限までに納付しなかったとき(納付期限の翌日)・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日・被保険者が亡くなった日の翌日・任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た月の翌月1日
保 険 料	<ul style="list-style-type: none">■ 退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。ただし、上限があります。(お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。)■ 実際の算出方法は次の通りです。 <u>退職時の標準報酬月額(上限30万円) × お住まいの都道府県別保険料率</u><ul style="list-style-type: none">※ 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。※ 高知県内に在住の方の保険料は、別添「料額表」を参考にしてください。■ <u>原則2年間変わりません。</u>(保険料率が変更される場合などを除きます。)■ 毎月、納付書または口座振替で納付を行いません。また、毎月納付の他に一括して納付すると割引となる前納制度もあります。<ul style="list-style-type: none">※ 納付書による納付は、毎月10日(10日が土日、祝日の場合は翌営業日)までに納付することが必須となります。※ 口座振替による納付は、毎月1日(1日が土日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。※ 毎月の保険料納付期限を1日でも経過すると、資格を喪失します。納付期限は厳守してください。
ご注意ください	<ul style="list-style-type: none">◆ 保険料の納付書は、毎月5日頃までにはご自宅に到着します。それまでに万一到着しないときは、必ず協会けんぽまでご連絡ください。(毎月の保険料納付期限を1日でも経過すると、資格を喪失します。)

【ご参考】国民健康保険料(税)の軽減制度について

倒産・解雇・雇止めなどにより離職した方は、国民健康保険料(税)が軽減される場合があります。該当する場合、任意継続被保険者となった場合よりも保険料が低くなる場合がありますので、双方の保険料等を比較されてみることをお勧めします。
詳しくは、市役所・役場の国民健康保険担当部署までお問合せください。

★ 「資格取得申出書」記入時の注意点を教えてください

→ ご家族分を申請する場合、**裏面**の記入をお忘れなく。また**ご家族のマイナンバー**の記入もれが多いので、必ずマイナンバーを記入してください。

※「① 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書の記入の手引き」を参照してください。

★ 任意継続保険とこれまでの在職中の保険証との違いは何ですか？

→ 下記①～③のような違いがあります。

①保険料をご自身で納付していただく必要があります。

☞ 保険料の納付方法は、次のいずれかになります。

(1) 納付書による毎月納付

(2) 納付書による前納一括納付

・お手続きの時期によっては、最初の前納ができない場合があります。

(3) 口座振替で原則毎月1日に自動引き落とし

・納付忘れが防止できます。オススメです！

②納付期限（原則毎月10日）を**1日でも過ぎると資格を喪失**します。

③加入期間に制限（最大2年間）があります。

★ 任意継続保険と国民健康保険のどちらに加入するか迷っていますが、違いは何ですか？

→ 保険料以外にほとんど違いはありません。

①医療機関等の窓口での負担金額などに違いはありません。

②保険料は異なります。

☞ 任意継続保険の保険料は、退職時に給与から控除されていた保険料の原則**2倍**となります。（上限あり）

☞ 国民健康保険の保険税(料)は、前年の所得などによって決まります。お住まいの市役所等で保険税(料)をご確認ください。なお、退職の理由が解雇や勤務先の倒産等によるときは、保険税(料)の軽減措置を受けられることがありますので、併せてご確認ください。

☞ 条件を満たす場合、ご家族の保険証の扶養家族の認定を受ける選択もあります。この場合、個別の保険料は発生しません。

★ 任意継続保険に加入後、自分の希望で別の保険に切り替えることができますか？

→ 途中で任意継続被保険者でなくなることを希望される場合は、「資格喪失申出書」を提出してください。協会けんぽが申出書を受理した日の属する月の翌月1日に資格を喪失します。

☞ 例えば、1月中に協会けんぽで書類が受理された場合、2月1日に資格喪失します。